

各 位

会 社 名 フクダ電子株式会社（コード6960）
代表者名 代表取締役社長 白井 大治郎
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 藤原 潤三
電 話 03-5684-1558

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款の一部変更の件」に関し、平成25年6月27日開催予定の当社第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の趣旨及び目的
会社法第459条第1項および第460条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の権限とし株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう当社定款第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、剰余金の配当の基準日について定めるため当社定款第38条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。
2. 変更内容
変更内容は、別紙のとおりであります。
3. 日程
定款変更のための株主総会開催予定日 平成25年6月27日
定款変更の効力発生日 平成25年6月27日

以 上

(別紙)

現行定款変更対比表

(下線は新設部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第36条 (条文省略)	第1条～第36条 (現行どおり)
<p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(削 除)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>(削 除)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
第39条～第40条 (条文省略)	第39条～第40条 (現行どおり)